

監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 30 日

学校法人 東洋学園 理事長 殿

学校法人 東洋学園 理事会 殿

学校法人 東洋学園 評議員会 殿

学校法人 東洋学園

監 事

武藤 健一



監 事

酒匂 俊宏



私たちは、学校法人東洋学園の監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて、同学園の令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)における計算書類(資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表並びに付属明細表)、法人の業務状況及び理事の業務執行状況について監査を行いました。

監査の結果、私たちは上記の計算書類は学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号、改正平成25年文部科学省令第15号)に準拠しており、学校法人東洋学園の令和7年3月31日現在の財政状況を適正に表示しているものと認めました。

また、法人の業務及び理事の業務執行に関する不正の行為、または、法令もしくは寄附行為に違反する事実のないことを確認いたしました。